(2)　当該申請者の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第一号ニを次のように改める。

ニ　役員が未成年者で一般労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2)　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で一般労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

第一条の二第二項第二号ロを次のように改める。

ロ　申請者が未成年者で一般労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該申請者の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2)　当該申請者の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で一般労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

第十一条第二項第一号ロを次のように改める。

ロ　役員が未成年者で特定労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2)　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る第一条の二第二項第一号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で特定労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

第十一条第二項第二号ロを次のように改める。

ロ　届出者が未成年者で特定労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該届出者の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2)　当該届出者の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る第一条の二第二項第一号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で特定労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

（港湾労働法施行規則の一部改正）

第七条　港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号ニを次のように改める。

ニ　役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2)　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

第十一条第二項第二号ロを次のように改める。

ロ　申請者が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該申請者の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2)　当該申請者の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「住所」の下に「（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地及び名称）」を加える。

第二十条第一項第二号及び第二十条の三第一項第二号中「、氏名及び」を「及び氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）並びに」に改める。

第二十七条の六第一項第一号及び第二十七条の八第一項第二号中「及び住所」の下に「（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）」を加える。

（里親が行う養育に関する最低基準の一部改正）

第九条　里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「委託児童」を「委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者（以下この条において「委託児童等」という。）」に、「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に、「その児童」を「その委託児童等」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項、第二条第一項、第四条及び第五条第一項中「住所及び生年月日」の下に「（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）」を加える。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百五十八号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。